

熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案【概要】

背景

エネルギーの供給及び使用に係る環境への負荷の低減並びに資源の有効利用の確保を図る上で、熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱(以下「再生可能エネルギー熱等」という。)の利用の促進が重要

再生可能エネルギー熱等の利用の促進のための総合的施策

基本理念の新設

- ・エネルギーの使用の抑制を図ることが基本
- ・エネルギーの使用目的に応じた適切かつ効率的利用
- ・再生可能エネルギー源及び廃熱の利用促進によるエネルギーの地産地消の促進
- ・エネルギーの使用の合理化等に資する情報公開

【省エネ法改正関係】

熱の供給目標の達成状況等の公表

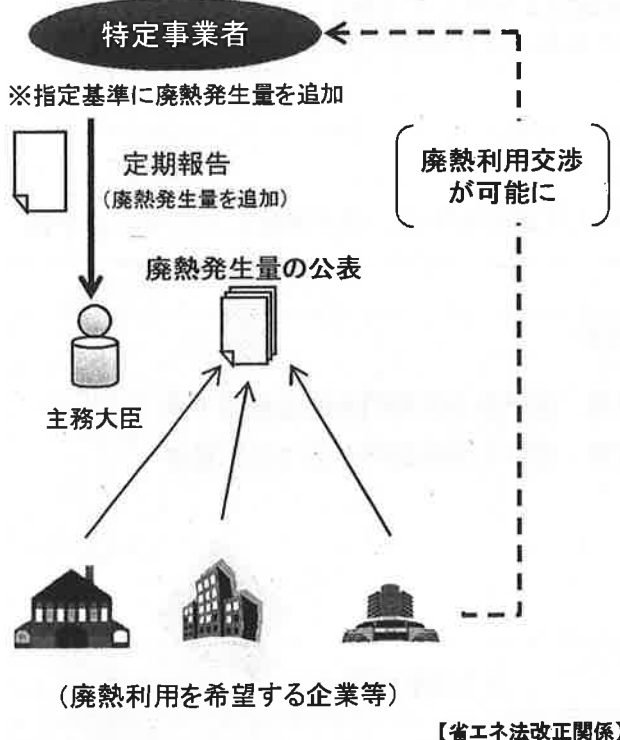
- ・「廃熱」を非化石エネルギー・新エネルギー利用として位置付け
- ・供給目標の達成状況・新エネルギー利用等促進施策の実施状況の公表制度を創設

【非化石エネルギー法・新エネ法改正関係】

再生可能エネルギー熱等の利用の促進のための個別施策

※他に、豪雪対策法及びバイオマス法の改正

廃熱発生量の公表制度



廃熱利用による低炭素まちづくりの促進

低炭素まちづくり計画に「廃熱利用による低炭素化の促進に関する事項」を追加

市町村は、廃熱利用施設の整備、設置者に対する情報提供その他の必要な援助を実施(努力義務)

【都市低炭素化促進法改正関係】

農山漁村における再生可能エネルギー熱利用の促進

再生可能エネルギー熱供給設備の整備計画を認定

農地法、森林法、温泉法等の特例を適用

【農山漁村再生可能エネルギー法改正関係】

河川熱の従属利用の特例

熱利用の場合の河川の従属利用

別途の占用使用許可不要(登録で可能)

【河川法改正関係】

その他

- 以下の事項について検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること
 - ・熱版FIT制度の導入
 - ・再生可能エネルギー発電に伴い発生した熱を利用している場合の再生可能エネルギー電気の調達価格の優遇制度の導入
 - ・廃熱利用施設、コジェネレーション施設等の設置促進支援
 - ・地域における熱利用に係る規制の在り方

【附則関係】

公布日から6月内の政令で定める日から施行(その他は公布日から施行)